



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

□新型コロナで休業したとき従業員に賃金を支払う必要はある？

□親族に会社を継がせるためには？～生前贈与について～ □スタッフ紹介

Pickup Law News

新型コロナで休業したとき従業員に賃金を支払う必要はある？



新型コロナウイルスの世界的な流行により、ここ福岡でも緊急事態宣言が出されるなど、未曾有の事態が続いています。

このまま世界的な不況が到来するという憶測もあり、中小企業の経営者の皆様におかれましては、先が見えない状況に不安を抱えていらっしゃる方も少なくないことと存じます。

たくみ法律事務所では、労務問題、売掛金の回収、助成金の申請など、新型コロナウイルスに伴う法律問題に関するご相談に対応しております。

お困り事がございましたらどうぞお気軽にご相談ください。

さて、弊所ではテレビ会議システム「Zoom」を利用したオンラインセミナーを不定期で開催し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について情報発信を行っております。

セミナーで解説した内容から、顧問先様からもお問い合わせの多い、従業員を休業させた場合の賃金の支払いについて解説いたします。

労働基準法には、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、**使用者は、休業期間中であっても、その平均賃金の60%以上を休業手当として支払わなければならない**とされています。

「使用者の責に帰すべき事由」にあたる典型例として、原材料が調達できず工場を止めなければならないようなケースが挙げられます。

他方で、**天変地変等の不可抗力による休業は使用者の責に帰すべき事由による休業に該当しないと**されています。

では、国が特措法に基づいて緊急事態宣言を行ったことによる休業は「不可抗力」によるものといえるのでしょうか。

結論からいえば、**緊急事態宣言を始めとした自粛の要請や指示によって休業が行われたからといって、一律に不可抗力による休業にあたる**とされるわけではありません。

たとえば、職種によってはテレワークにより自宅で就業させることが可能な場合がありますし、現在の業務に従事することができなくても他の業務に配置転換させれば従事が可能な場合もあるでしょう。

このように、使用者には労働者を業務に従事させるための努力を尽くすことが求められているのです。

不可抗力にあたるかどうかは、休業を避けるために最大限の努力が行われたかどうかを検討しながら、個別具体的に判断されるとされています。

したがって、従業員が普段どおりに仕事ができる健康状態にあるにもかかわらず、不可抗力であるとして賃金の支払いを拒絶することはリスクが大きいといえます。

事業の縮小を余儀なくされる事業者が雇用を維持するための措置として、政府は、雇用調整助成金の適用要件や手続を大幅に緩和する特例を実施することを決定しました。

これにより、休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額の最大 100% が事業主に助成されますので、積極的に利用を検討することをお勧めいたします。

厚生労働省は、ホームページ上において「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」というページ※を公開し、随時更新を行っています。

労働者を休ませる場合の措置や変形労働制の導入などについて、行政による公的見解がまとめられていますので、まずはこのページを随時確認していただくことをお勧めします。

未曾有の状況のなか、弊所では、引き続き顧問先や県内外の中小企業の皆様に向けて情報を発信してまいります。

今後のセミナー等の予定については、弊所ホームページ、または弊所が発行しているメールマガジンにてお知らせしてまいります。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

TOPICS

親族に会社を継がせるためには？～生前贈与について～

はじめに

自分の会社を、ゆくゆくは親族に継がせたいと考える経営者の方は多いと思います。

しかし、いざ会社を親族に継がせようとする際、具体的にどういう手段をとるべきか分からないという方も多いのではないのでしょうか？



実際に会社を任せるのはまだ先の話かもしれませんが。

しかし、事前にしっかりと対策をしておかなければ、後々お金の問題や会社経営権の問題を生じさせることとなります。

本来ならば節約できた税金を支払うことになってしまうということにもなりかねません。

生前贈与という承継方法

親族に事業承継させる方法として、遺言、生前贈与、売買の3つの方法が主にあります。

今回はその中でも、早めに後継者を経営に関与させたいが、後継者が自社株を買い取る資金を十分に持っていない場合におすすめの、生前贈与という承継方法について解説します。

生前贈与のメリット

生前贈与とは、経営者が健在なうちに自社株を後継者に贈与することによって事業承継する手続きです。

遺言や売買と比較して、生前贈与で事業承継するメリットは以下の4つがあります。

- (1) 後継者の立場を安定させる。
- (2) 後継者が早期に経営に関与できる。
- (3) 取得時の対価が不要。
- (4) 遺留分侵害額請求権との関係で有利な面がある。

後継者の立場を安定させ、早期に経営に関与できる

遺言による事業承継は、後継者の立場が不安定になる面があります。

遺言によって自社株の権利が移転するのは現経営者が死亡した時ですので、それまでは遺言書の内容を現経営者が撤回できてしまいます。

その結果、後継者は本当に自社株が取得できるか分からない不安定な立場に置かれることとなります。

一方、生前贈与は、贈与した時点で自社株の権利が後継者に移転するため、後継者は安定的に事業承継を受けることができます。

後継者が早期に経営に関与できる

また、生前贈与には、後継者が早めに経営に関与できるというメリットがあります。

遺言の場合、現経営者が死亡するまで後継者は自社株を取得することができません。

一方、生前贈与では、経営者が健在なうちから、後継者に対して名目上のみならず、法的にも経営権を譲ることができます。

経営権を早めに承継させることは、後継者に経営に対する意識を高めさせることにもつながります。

取得時の対価は不要。ただし、税金にはご注意を。

売買で自社株を後継者に承継する場合、自社株の取得対価が必要になります。

後継者は自ら取得対価の資金を調達する必要がありますので、後継者にとって大きな負担となります。

一方、生前贈与であれば、取得対価としての金銭負担が後継者に生じることはありません。

ただし、贈与税が発生する点には注意が必要です。

もっとも、生前贈与でも、贈与税の負担を極力小さくする手段があります。

ア 暦年贈与

贈与税には、年間 110 万円の基礎控除という制度があります。つまり、年間 110 万円までの贈

は課税対象になりません。

この制度を利用すれば、毎年 110 万円の範囲で株式を贈与していくことで、贈与税を抑えることが可能です。

このような贈与方法は暦年贈与と言われます。

イ 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を使えば、生前贈与を受けつつ、最終的な税金額は、相続税と同じ扱いを受ける事が可能です。

相続税は、贈与税より基礎控除が大きく取られており、贈与税のように毎年 110 万円までの範囲に贈与額を抑える必要もありません。

そのため、税負担を抑えつつ、暦年贈与よりスピーディーに生前贈与をすることができます。

相続時精算課税の制度は、60 歳以上の父母又は祖父母から、20 歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において利用できます。

相続時精算課税の制度は、相続時精算課税選択届出書等の書類を税務署に提出することで適用を開始でき、その後は毎年税務署に贈与税の申告が必要となります。

また、一度制度を利用し始めると、途中で止めることはできない点は注意が必要です。

遺留分侵害額請求権との関係で有利な面がある

自社株について相続又は生前贈与を受けた後継者は、他の相続人から遺留分侵害額請求権を行使されるおそれがあります。

相続人には、最低限これだけは相続することができる（これを「遺留分」といいます。）が民法上保障されています。

遺留分侵害額請求権とは、一部の相続人のみが多くの資産を相続・贈与によって取得した結果、遺留分をもらえなくなった相続人が、相続・贈与を受けた人に遺留分を補填するだけの額を請求する権利です。

経営者の財産のうち自社株が大きな割合を占める場合、自社株を後継者に相続させることで、他の相続人の遺留分を侵害し、遺留分侵害額請求権を行使されるおそれがあります。

遺留分侵害額請求権が行使されると、後継者が他の相続人に対し、一定額を支払う必要があります。

実は、生前贈与という事業承継方法は、遺留分侵害額請求への対策となります。

遺留分侵害額の負担は、まず、遺贈によって利益を得た人が負うことになり、その後、相続と近い時期に贈与を受けている人から負担を負います。

したがって、後継者に対して早期に株式等の重要な財産を贈与することで、遺留分侵害額請求権から守ることができる可能性が高まります。

考慮すべき要素

事業承継は、5～10年の期間をかけて取り組む一大事業です。

現経営者・後継者の関係性や希望によっては、生前贈与ではなく遺言や売買の方が適切な場合があります。

また、どの手段にもメリットとデメリットがありますが、専門家の助言のもと計画的に事業承継を行うことで、デメリットを極力小さくすることも可能です。

事業承継を考えている経営者の方は、ぜひ一度弊所にご相談いただければと思います。



弁護士 萩野哲也

福岡県朝倉市出身。
福岡をより楽しく、より便利にしようと奮闘する企業経営者の皆様を心より尊敬しております。どんな些細な問題でもすぐにご相談ください。

たくみ法律事務所のスタッフをご紹介します！～事務局 畑中編～

はじめまして。事務員の畑中と申します。

本年の3月に大学を卒業し、4月よりたくみ法律事務所の一員となりました。

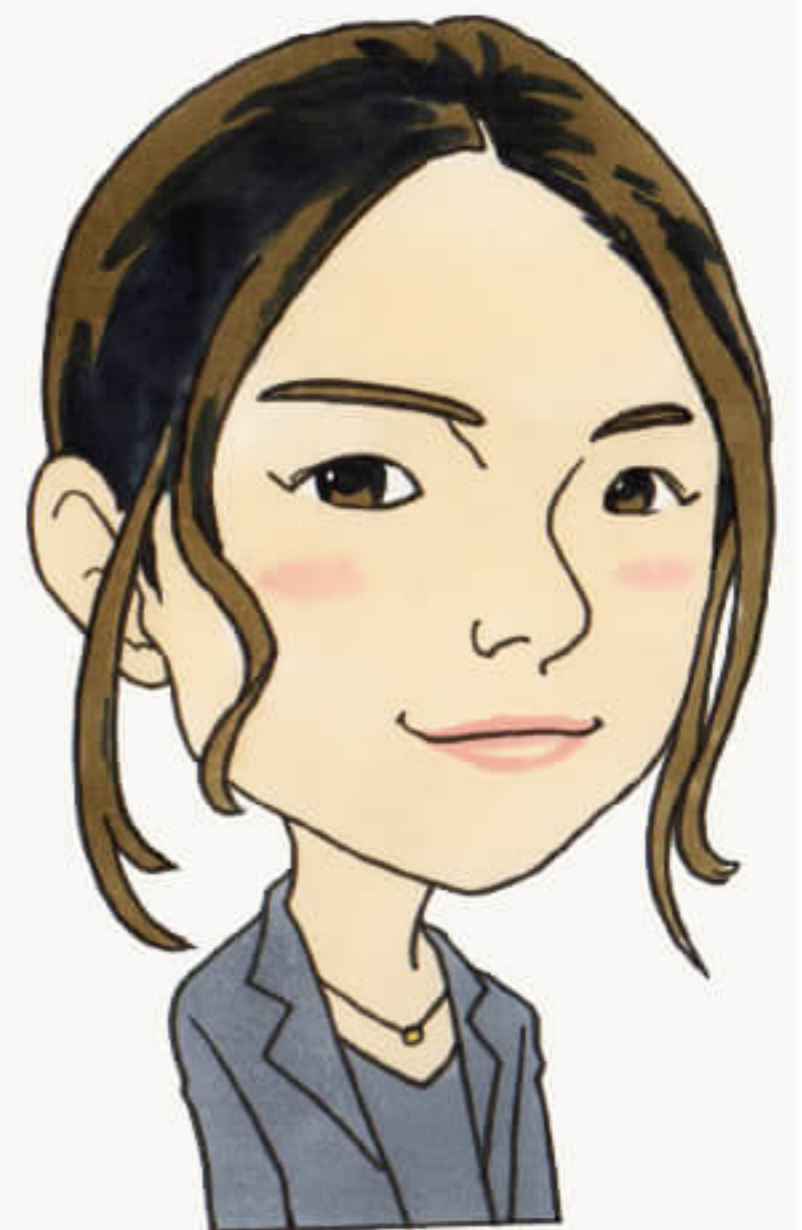
本年は新型コロナウイルスの感染拡大により、楽しみにしていた大学の卒業式が中止となってしまいました。

人生の節目の行事がなくなったことは大変残念ではありますが、その分、これからの社会人生活で良い思い出をたくさん作っていきたいと思っています。

大学時代は法学部に在籍しており、大学入学時から漠然と法律に関わる仕事に就きたいと考えておりました。

今後は法律のプロである弁護士とお客様との橋渡しができるよう、日々精進してまいります。

よろしくお願い致します。



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] https://www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

■地下鉄七隈線天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

■天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

■JR・モノレール小倉駅：徒歩5分 平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・労働問題（雇用契約書、就業規則、未払い残業代被請求、問題社員対応、解雇等）
- ・契約法務（契約書作成、リーガルチェック、契約解除等）
- ・知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）
- ・不動産問題（賃料滞納、明渡請求、賃料増減額交渉等）
- ・景品表示法（景品提供、不当表示等）
- ・債権回収（督促、訴訟、差押え、損害賠償請求等）
- ・会社法務（設立、定款作成、株主総会、取締役会、組織変更等）
- ・倒産（破産、再生等）